固定資産税の届け出・申告をお願いします

間税務課 ☎・億(582)1115 (583)9738

家屋関係の届け出や連絡は12月28日(火)までにお願いします

家屋を取り壊したときは「家屋取り壊し届出書」を税務課へ提出してください。 用紙は税務課に設置または 市ホームページからダウンロードできます。また、建築確認申請が不要な10㎡未満の小規模な家屋を建築・ 増築したときや、家屋の利用用途の変更があった場合は税務課へ連絡してください。

償却資産の申告は令和4年1月31日(月)までにお願いします

固定資産税は、土地や家屋のほか、会社や個人が事業のために使用している構築物や機械、器具備品など の償却資産に対しても課税されます。所有者は、資産の多少、異動の有無にかかわらず、毎年1月1日現在の 資産状況の申告が義務付けられています。前年度申告をした人には12月中に申告書類を送付します。新たに 申告する人は申告書類を送付しますので、税務課へ連絡してください。

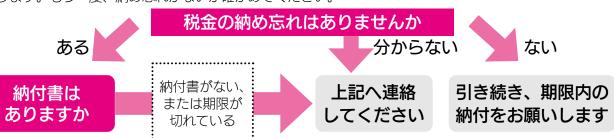
12月は県内共通「ストップ滞納!! 強化月間」です

・園市税について:納税課 ☎・夏(582)1118 四(583)9738

県税について:南部県税事務所 ☎(567)5406

皆さまに納めていただく税は、福祉や教育、まちづくりなど、暮らしを支える大切な財源です。

県と市町では、12月を「ストップ滞納!!強化月間」として、税の公平な負担の観点から、一斉に滞納整理 を強化します。税を未納のまま放置すると、預貯金・給与などの財産差し押さえや自宅の捜索を行うことが あります。もう一度、納め忘れがないか確かめてください。



ふるさと納税と市民税控除額の推移について

問企画政策課 ☎・億(582)1162 ∞(582)0539

ふるさと納税とは

応援したい自治体へ寄附することにより、所得税やお住まいの自治体に納める個人住民税の一部が控除され る制度です。

自治体へ2.000円を超える寄附をされた場合、2.000円を超える部分について一定の限度額まで、所得税と 個人住民税から合わせて控除することができます。

• 本市の現状

本市のふるさと納税は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により大きな影響を受けた子どもたちへの各種

基金への積み立てや、学校を指定した寄附な ど寄附金の使い道の拡充をはじめ、ポータル サイトの追加や返礼品の充実などを図って おり、その効果もあって、昨年度の寄附は、 初めて1億円を超えたところです。

しかしながら、市民の皆さまが他自治体 へ寄附すると、守山市に納める市民税から 税額控除されるため、本市のふるさと納税 の額より市税の寄附控除額が大幅に上回っ ている状況が続いています。

